

(案)

令和 2 年度 若木ライフ事業計画

社会福祉法人 信隆会

目 次

I 若木ライフ基本理念	1
II 若木ライフ概要	2
1 施設概要	2
2 職員数	3
3 組織図	4
III 若木ライフを取巻く状況と方針	5
IV 重点取組	6
V 若木ライフ年間活動計画	8
1 会議、委員会	8
2 人材育成計画	9
3 年間行事計画	10
4 行事食予定表	11
VI 各事業計画	12
1 介護老人福祉施設事業計画	12
2 短期入所生活介護事業計画	15
特別養護老人ホーム 生活日課・業務表	17
3 一般通所介護事業計画	18
4 認知症対応型通所介護事業計画	20
通所介護サービス 生活日課・業務表	22
5 指定居宅介護支援事業計画	23
6 地域包括支援センター事業計画	25

I 若木ライフ基本理念

基本理念

1 慈誠の心

- (1) 私たちは、人を慈しみ利他心をもって誠実に取組む「慈誠の心」をはぐくみ、利用者が健やかに安心して生活できるよう支援します。
- (2) 地域の人々の善意が結集し実践できる地域福祉の拠点となることを目指します。

基本方針

1 利用者の尊重

- (1) 利用者の尊厳をまもり、その人らしく生活できるよう利用者の意向を引き出し尊重するサービスを提供します。
- (2) 利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、良質かつ適切な支援をします。

2 地域福祉の推進

- (1) 利用者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会・文化など様々な分野の活動に参加する機会が持てるよう地域福祉を推進します。
- (2) 地域住民やボランティア、医療、行政等と連携・協力して地域福祉サービスの拠点となることを目指します。

3 健全経営の実現

事業経営を自己収入で賄うため無駄を無くし効率化を図って健全な経営を行います。

II 若木ライフ概要

1 施設概要

(1) 実施事業

① 第一種社会福祉事業

ア 特別養護老人ホーム 定員 90 人

② 第二種社会福祉事業

ア 短期入所生活介護事業 定員 10 人

イ 通所介護事業 定員 23 人

ウ 認知症対応型通所介護事業 定員 12 人

エ 指定居宅介護支援事業

③ 区委託事業

(ア) 地域包括支援センター事業

(2) 経営法人

① 名 称 社会福祉法人 信隆会

② 理事長 大畑 広次

③ 所在地 東京都板橋区若木 1-21-3

④ 設 立 平成 12 年 5 月介護複合施設若木ライフ開設

(3) 施設

敷 地 2,129 m²

建築面積 1,005 m²

延床面積 4,344 m²

構 造 鉄筋コンクリート造

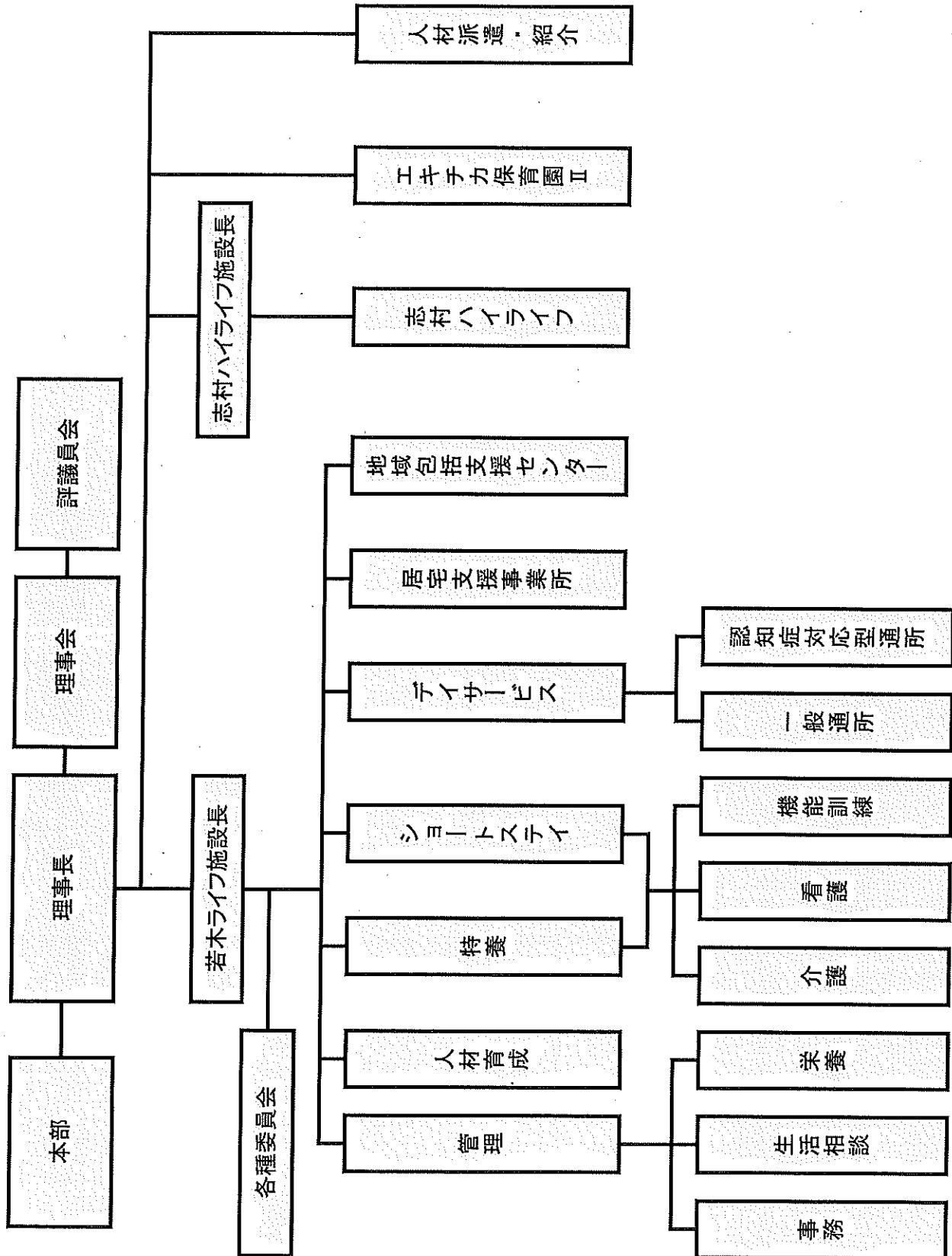
建 物 地下 1 階 地上 4 階

2 若木ライフ職員数

R2.4.1予定

	特養	ショートステイ	通所介護 (一般)	通所介護 (認知症対応)	居宅介護 支援事業所	地域包括 支援センタ ー	管理	合計
正規	24	4	2	2	4	9	6	51
准職員・非常勤	34	1	6	4		2	6	53
計	58	5	8	6	4	11	12	104
常勤換算人数	52.85	4.89	6.79	5.37	4.00	10.33	10.72	94.95
施設長							1	1
事務							5	5
生活相談員	2	1	1	1				5
社会福祉士						2		2
介護支援専門員	1				4	7		12
配置医	1							1
保健師						1		1
看護師	7		2			1		10
介護職員	45	4	4	4				57
管理栄養士							2	2
栄養士								0
調理員								0
機能訓練指導	2							2
清掃・運転			1	1			4	6
計	58	5	8	6	4	11	12	104

3 社会福祉法人信隆会 組織図



III 若木ライフを取り巻く状況と方針

1 介護ニーズの増大に対応する高齢者福祉推進

日本は高齢化と人口減少の双方に直面しており、団塊の世代が後期高齢世代となる2025年には、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が急激に増加するとともに、要介護状態の重度化や介護サービスでの医療ニーズも高まることが予想されている。当法人は、質と量の両面の介護ニーズの変化に的確に対応して高齢者福祉を推進する。

2 介護サービスの統合的な提供

若木ライフが利用者・地域の信頼を獲得し選ばれる施設となっていくためには、これまでの事業経験を活かし、サービスの質の向上に継続的に取り組むことが必要である。また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスを利用できるよう、若木ライフの持つ、特養、ショートステイ、通所介護、居宅介護支援、地域包括支援センターという総合的な福祉資源を積極的に提供していくことが、重要である。

3 地域包括ケアの推進

2025年に向けて認知症施策、医療との連携、多様な主体による生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの構築が社会的な要請となっている。板橋区は、地域包括ケアの連携拠点としての機能を強化するため、地域包括支援センターの圏域を見直すとともに利用者の利便性に寄与するため、地域包括の呼称の変更を行い、「若木地域包括」は「中台地域包括」と改称した。当法人はこれに対応して相談センターの充実・強化を図り、地域包括ケアの拠点としての地位の確立を目指す。

4 介護報酬改定への対応

令和元年10月、消費税の増税と期を一にして令和元年度介護報酬が改定され、消費税增收分の見直しや介護職員処遇改善加算が見直された。また、身体拘束等の適正化を図る義務違反の施設に対する基本報酬の減算の規定等が加わり、人権に留意した運営を求めている。

この期を捉え、財政基盤の確保と福祉施設としてのコンプライアンスの確立を推進する。

5 就労環境の改善

介護人材の不足は、働き方改革や求人環境の変化の中で益々困難な時代を迎える。介護職員処遇改善加算だけでなく、あらゆる就労ニーズに応え、ライフサイクルや女性・障がい者・高齢者、正規・非正規を区別なく的確に活用し、生きがいをもって就労できる職場づくりを目指す。

IV 重点取組

1 健全経営の取組

- (1) 着実に収入を確保するため、新たに「配置医緊急時加対応加算」「低栄養リスク改善加算」「褥瘡マネジメント加算」などの、新設加算の取得を進める。あわせて、減算幅の拡大する義務違反、身体拘束について十分な配慮と体制を確保していく。
- (2) 特養とショートステイの連携・調整による高稼働率を維持し、通所介護事業所のきめ細かく柔軟な入所調整により、利用率の向上と增收を図り、若木ライフの福祉介護サービス機能を最大限に発揮する。

2 人材育成

- (1) 介護職員の安定的な確保、質の高い介護サービスを提供するため人材育成計画を策定し計画的な取組みを進める。
- (2) 不足する人材を確保するため、外国人の育成、障害者・高齢者の雇用、短時間就労者の活用など、多彩・広範な人材育成に努める。
- (3) 職員の能力向上を図る人材育成委員会の開催と効果的な研修を実施する。
- (4) チームエルダー制を推進し、新規採用職員が安心して職務を習得できる環境を整備・確立する。
- (5) OJT に加え、東社協等の外部研修を積極的に活用する施設内集合研修を実施する。

3 介護の質の向上と業務改善

- (1) 要介護度が高く在宅生活が困難な高齢者を積極的に受け入れ、重度の要介護者を支援する特養の施設機能と役割の充実を図る。
- (2) 咳痰吸引等の認定特定行為業務従事者を養成し、経管栄養等の医療行為依存者の受け入れ体制を充実させる。
- (3) 入所者と家族の意向を尊重し、看取りに対する理解の促進を図るとともに看取り介護を PDCA サイクルにより展開する。
- (4) インシデントレポートの活用により、介護品質の向上と事故防止を図る。

4 組織体制強化

- (1) 非正規職員の正規職員への転換を実施し、正規職員の割合を増やすとともに職員のモチベーションを高める。
- (2) 職員のモチベーションと介護サービスの質を高めるため、職員の資格取得支援を行う。
- (3) ワークー会議・外国人育成委員会をはじめとする各事業会議を定期的に実施し、問題解決型の組織づくりを継続していく。
- (4) 処遇改善加算を活用し、プロアリーダー、チームリーダーを中心とする組織的事業運営を進める。

5 地域福祉の推進

- (1) 地域の高齢者ニーズの把握に努め、地域包括支援センターを中心とする地域包括支援の充実に取り組む。
- (2) ボランティアの活動を支援し、地域の善意が結集する拠点作りに取組む。
- (3) B C P (業務継続計画) を活用し、福祉避難所開設体制を整備するとともに、周辺の町会や関係機関と連携した防災体制づくりを行う。

6 情報公開

- (1) 介護サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、第三者評価を実施し内容を公開する。
- (2) ホームページを活用し、サービス内容、職員採用情報、法人財務情報や役員報酬等の情報を積極的に提供する。

7 地域社会への貢献

- (1) 不足する介護職員を育成するため、介護職員初任者研修及び実務者研修を開催し、公募人員を受け入れる。
- (3) 介護職員増加を推進し、外国人介護者の育成を図る。

V 若木ライフ年間活動計画

1 会議 委員会

1 法人会議

- ・理事会を年3回、評議員会を年2回以上開催
5月(決算)、11月(予定)、翌3月(予算)

2 行事等

- ①健康診断(年1回) 6月
- ②防火防災訓練
 - 総合避難訓練(通報・消火・避難誘導)
 - 夜間通報防火避難訓練(毎月、各フロア)
 - BCP運用訓練
- ③施設内総合行事 年2回、各行事(年10回程度、誕生会他)

3 各種会議

①人材育成委員会	月1回
②若木ライフ運営会議	随時
③衛生委員会	月1回
④部内全体連絡会	月1回
⑤ケアワーカー会議	月1回
⑥事故防止委員会・サービス検討委員会	月1回
⑦栄養委員会	月1回
⑧行事委員会	月1回及び随時
⑨カンファレンス	月2回
⑩入浴衛生管理委員会	随時
⑪マニュアル検討委員会	随時
⑫排泄介助委員会	随時
⑬接遇委員会	随時
⑭感染対策委員会	随時
⑮施設ケープラン作成担当者連絡会	随時
⑯入所検討委員会	年2回

2 人材育成計画

- 1 目的** 2025年に向けて介護や医療のニーズが大幅に増加する状況にある。若木ライフはより重度の高齢者を受け入れるとともに、サービス品質の一層の向上が求められる。このため、施設職員の能力開発と向上に向け組織的に推進するため計画を定める。
- 2 求める職員像**
 - ① 慈誠の精神を基にして、利用者がその人らしい生活ができるよう支援する職員
 - ② 自己啓発と技術の向上に努め、組織の一員として業務改善とサービスの質の向上に取り組む職員
- 3 実施内容** 研修の効果を高めるため、内容と対象者に応じて職層研修とテーマ研修、並びにOJTとOff-JTを実施する。研修実施の評価は、上司、監督者が行い必要な助言指導を行う。

4 研修予定

	形式	主体	名称	対象	参加予定数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職層研修	OJT	内部	新規採用職員職場研修 エルダー制	新卒採用職員	2	○	○	○	○	○	○						
	OFF-JT	外部	接遇マナー研修	新卒採用職員	3		○										
			初任者研修	新卒採用職員	2		○				○						
			実務者研修	中堅職員	2		○			○		○		○		○	
			外部介護施設研修	中堅職員	10	○	○	○	○	○							
	OJT	内部	介護手順研修	全介護職員	45	○	○	○	○	○							
			移乗実施講習	介護職員	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	テーマ研修	内部	キャリア段位制度アセッサー講習	介護職員	2					○	○						
			防災研修	全介護職員	45									○			
			感染症対策研修	全介護職員	45		○				○						
			事故防止対策研修	全介護職員	45			○	○								
OFF-JT	外部	内部	喀痰吸引研修	中堅職員	2					○	○	○					
			東京都感染症対策研修	看護師	2			○									
		外部	認知症介護実践者研修	中堅職員	1						○		○				
			認知症介護実践リーダー研修	中堅職員	1						○		○				
			登録講師派遣事業	全介護職員	60						○	○	○		○		
			自己啓発	資格取得支援(介護福祉士等)	職員希望者	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3 年間行事計画

若木ライフ行事委員会

1 目的

季節や暦にちなんだ月間行事のほか、定例の行事として園児交流会・誕生日会を開催する。月間行事では音楽や舞踊など様々な演目の鑑賞、ときには利用者様自身が参加する形の行事を開催することで季節を感じてもらう。

行事を通して、利用者様の「活気の向上」「気分転換」「新しい楽しみの発見」「多くの笑顔を引き出す」「地域との交流」を目的とし、活動していく。

2 月間行事予定

	行事名	実施内容
4、5月	外出行事（春の季節行事） 4月上旬、5月中旬	お花見及び新緑を楽しむ
6月	初夏の集い	音楽鑑賞
7月	若木ライフ納涼祭（夏の季節行事） 8月1日	食事コーナー、盆踊り ゲームコーナー他
9月	敬老お祝い会（敬者の日）	長寿を祝う
11月	秋の芸術鑑賞会（秋の季節行事）	モンキーショー（予定）
12月	年忘れお楽しみ会	未定
2月	節分豆まき会（節分の日）	各フロアで豆まき
3月	3月下旬	お花見
未定	外出アクティビティ (2ヶ月に1回程度実施)	外出、買い物、外食他

3 令和2年度行事委員

【特 養】坊谷、伊賀上、他 2~3名

【通 所】竹内

【管理課】 1名

【栄養課】 今田

4 ボランティアの受け入れ

現在、ほぼ毎月ボランティアによる、行事補助の活動が行われている。今後もボランティアセンターや地域包括支援センター等の機関と連携を図っていく。

5 定例行事予定

- (1) 誕生会年 年 12回 (2) 若木保育園交流会 年 9回
- (3) 手工芸クラブ年間 年 12回 (4) 書道クラブ 年 12回
- (5) 外出アクティビティ 年 6回以上 (6) 出張売店 年 4回程度
- (7) カラオケクラブ 年 12回

4 令和2度 行事食予定

行事食日程	暦・行事	行事食内容	朝	昼	夕	間
4/6 (月)		お花見御膳		◎		
4/25 (土)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
5/5 (火)	端午の節句	端午の節句御膳		◎		○
5/10 (日)	母の日	母の日デザート				○
5/22 (金)		選択食		○		
5/29 (金)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
6/11 (木)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
6/21 (日)	父の日	父の日デザート				○
6/29 (月)		お楽しみ御膳		○		
7/7 (火)	七夕	七夕御膳		◎		○
7/14 (火)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
7/21 (火)	土用の丑の日	うなぎ料理		○		
7/23 (木)	海の日	海の日デザート				○
8/1 (土)	納涼祭	夏祭りセット		◎		○
8/10 (月)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
8/25 (火)		お楽しみ御膳		○		
9/4 (土)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
9/9 (水)	重陽の節句	栗ご飯		◎		
9/21 (月)	敬老の日	長寿祝い御膳		◎		
10/1 (木)	十五夜	萩御飯		○		
10/14 (水)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
10/23 (金)		お楽しみ御膳		○		
11/3 (火)	文化の日	秋の芸術鑑賞御膳				
11/13 (金)		お楽しみ御膳		○		
11/21 (土)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
12/7 (月)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
12/25 (金)	クリスマス	クリスマス・スペシャルランチ		◎		○
12/31 (木)	大晦日	年越しそば		○		
1/1 (金)	お正月	おせち料理		○		
1/2 (土)	お正月	おせち料理		○		
1/3 (日)	お正月	おせち料理		○		
1/7 (木)	七草	七草粥	○			
1/11 (月)	鏡開き	お汁粉				○
1/15 (金)	小正月	小豆粥		○		
1/27 (水)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
2/3 (水)	節分	福内御膳		◎		○
2/14 (日)	バレンタインデー	チョコレートケーキ				○
2/24 (水)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○
3/3 (水)	桃の節句	ひな祭り御膳		◎		○
3/14 (日)	ホワイトデー	ホワイトデーデザート				○
3/18 (木)		お楽しみ御膳		○		
3/27 (土)	お誕生日会	祝・お誕生日ケーキ				○

◎はお弁当箱使用

VI 各事業計画

1 介護老人福祉施設事業計画

1 運営方針

- (1) すべての入所者に対して、一人ひとりのニーズに応じた施設サービス計画（ケアプラン）を立案し、それを基にサービスを提供します。
- (2) 入所者一人ひとりが有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、個別ケアと認知症ケアを中心としたサービスを提供します。
- (3) サービス提供により、入所者の生活の安定及び生活の充実ならびにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目指します。
- (4) 尊厳ある終末期を支援するために総合的な体制を整備します。
- (5) 地域やご家族様との結びつきを重視し、関係する区市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

2 事業の内容

(1) 施設サービス計画の作成

- ア 要望に応じたサービスを提供するために、入所者の心身の状況を把握して施設サービス計画を作成し、介護及び支援を行う。また、施設サービス計画は必要に応じて変更する。
- イ より体力低下の著しい重度の入所者も、安全・快適に過ごせるよう、ご本人に合わせたプログラムを工夫する。
- ウ 認知症の特性を踏まえたプログラムを工夫する。

(2) 介護の提供

- ア 入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じて、適切な介護及び援助サービスを提供する。
- イ 入所者の心身の状況に応じて、安全・確実な方法により、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない場合は本人の状態に合わせた適切な対応を行う。
- ウ 前項に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護及び寝具、衣服、備品、環境等の清潔保持に努める。

(3) 食事の提供

- ア 管理栄養士を配置し、献立の作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取の維持、療養食の提供、食事摂取状況の観察等、食事全般について入所者の栄養指導を行う。
- イ 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況を考慮したものとし、適時適温に心掛ける。
また、季節感を味わい、暦に因んだ行事食を提供する。
- ウ 入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食事ができるよう良好な食事環境の提供を心掛ける。

(4) 入浴

- ア 清潔の保持、疲労回復、睡眠の促進等の効果とともにコミュニケーションの場としても入浴が大切な位置を占めることと合わせて、高齢者の身体への負担を考慮して環境の整備と介助を行う。
- イ 入所者の希望、体調、身体機能の状態に合わせ、かつ安全に配慮して、一般入浴、機械浴の形態で、週2回以上行う。また、体調によって清拭を実施する。

(5) 生きがいの推進

- ア 入所者が季節感を味わい、個々の興味・関心に応じた活動に参加し、楽しめるよう行事的プログラムを工夫する。
- イ 気分転換により効果のある散歩等外気浴を行い、同時に地域とのふれあいを促す。また、少人数のゲームなどの身近に楽しめる活動を行い、クラブ活動へと育成していく。
- ウ 施設における行事への参加、交流を促進する。

(6) 機能訓練

入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を集団的或いは個別的に行う。

(7) 健康管理

- ア 医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- イ 入所者の健康上の問題点を把握し、医師の指示のもと与薬管理と適切な処置を行う。
- ウ 療養食、工夫食、補食などは、入所者の状況に合わせ、きめ細かく対応する。
- エ ケアプランは、必要時に本人、家族の参加を求め、健康面を踏まえて作成し、継続したケアを提供する。

　　症状や状態の変化に充分配慮し、家族への情報提供を積極的に行う。

- オ 必要に応じ外来受診と通院介助を行う。

カ 施設内での感染の予防

- インフルエンザについては、うがい、手洗いを励行し外部からの侵入防止に努め、発生した場合は、拡大防止、重度化防止を図る。
 - 食中毒、0-157の感染予防のため、衛生管理を徹底し、関係職員が連携して感染予防を図る。
 - その他の感染症については、マニュアルに基づき対応する。
- キ 職員が心身共に健康で勤務できるよう、健康管理に配慮する。
- ク 医療ケアの必要な利用者の受け入れ拡大
　　医師の指示のもと現在、実施可能な喀痰吸引、留置カテーテルの管理、ストーマ（膀胱ろう）等に加えストーマ（人口肛門）利用者の受け入れ体制を整備する。

(8) 尊厳ある看取りケアの提供

看取りに対する本人や家族の思いを尊重し、適切な情報提供を行う。看取り介護に関わる全ての職員に対して研修を行うと共に、P'DCAサイクルによる充実を図る。多職種連携による看取り体制を強化する。

(9) 相談及び援助

ア 入所者や家族の相談に適切に対応し、必要な情報提供、助言、その他の援助を行う。

イ 家族等への情報提供の場として、ホームページを活用し、サービスの向上につなげる。

ウ 入所者と家族とが個々に交歓できる「集いの場」の開催に努める。

(10) 職員の育成と資質向上

介護士育成委員会が人材育成の推進役となり、他施設への見学、EPA 職員を中心とした介護技術の内部研修、日本語の学習会等を実施し職員のキャリアアップを支援する。

(11) 他施設での介護実践研修

若木ライフ以外の施設で介護業務に従事し、介護業務の見識を広げるとともに、職員のスキルアップ及び若木ライフの改善点を検証する。

(12) I C T・A I の活用

介護業務支援システムやAI 介護ロボットなどを活用し、情報の収集・蓄積・共有を図るとともに、記録作成や巡回に要する時間を効率化し、入所者と接する時間を増加させるなど、本来の介護業務の品質向上を図る。

(ICT : Information and Communication Technology AI : artificial intelligence)

(13) 事故時の対応

施設内で利用者の事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに基づき、救急医療機関、協力病院と連携するとともに、速やかに入所者の家族等に連絡する。

(14) 非常災害対策

非常災害に備え、B C Pに基づく定期的な避難、救出その他必要な訓練を行う。

(15) 関係機関等との連携

区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(16) 地域・ボランティア等との連携

施設運営にあたり、地域住民及びその自発的な活動（ボランティア）等との連携及び協力を図り、地域との交流・協働に努める。

3 入所定員 90名

4 入所者の日課 別紙の通り

2 短期入所生活介護事業計画

1 運営方針

(1) 職員は、可能な限り利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持並びに家族の介護負担の軽減を図るために、入浴、排せつ、食事介助、その他の日常生活上の介護及び機能訓練、その他の必要な援助を行う。

2 事業内容

(1) 短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画書の作成

ア 利用者の心身の状況、要望に応じたサービスを提供するために、短期入所生活介護計画を作成し、具体的な介護及び援助サービスを提供する。

イ より体力低下の著しい重度の利用者も、安全・快適に過ごせさるよう養護的プログラムを工夫する。

ウ 認知症高齢者専用のプログラムを工夫する。

(2) 個人情報の管理

アセスメントの情報、居宅サービス計画、短期入所生活介護計画等の利用者の生活状況や支援方針に関する情報と併せて、短期入所生活介護サービスの利用状況や目標の達成状況について記録し、利用者個々のケースファイルを作成する。

(3) 相談及び情報提供

利用者・家族の日常生活全般に関する相談に適切に対応する。また、居住環境の整備、福祉用具の選定、具体的な介護方法の指導等必要な情報提供、助言、その他の援助を行う。

(4) 介護の提供

特別養護老人ホームの機能を活用し、ニーズに応じて柔軟な利用期間を設定しながら必要な介護及び援助サービスを提供する。

(5) レクリエーション・機能訓練等

ア 季節感を味わい、利用者が個々の興味関心に応じた活動に参加し、楽しめるよう行事的プログラムを工夫する。

イ 可能な限り利用者の身体機能の維持向上に努め、自立支援を目的とした機能訓練プログラムを実施する。

(6) 食事サービス

管理栄養士を配置し、栄養のバランスをとりつつ、楽しく食べられるよう食事サービスの内容の充実に努める。また、医師と連携して療養食にも対応していく。

(7) 入浴サービス

利用者の体調に合わせて入浴を実施する。一般入浴、機械浴のいずれかの形態で身体機能に合わせて対応する。また、体調によって清拭を行う。

(8) 送迎サービス

移動の負担を軽減するため、希望者には送迎サービスを提供。利用者の身体に負担がないよう、速度や経路に十分注意し、安全かつ効率的に行う。

(9) 関係機関等との連携

地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、他の介護保険サービス提供事業者、地域の医療機関等との連携を密にする。

(10) 家族との連携

- ア 退所時、家族に利用状況報告書を交付し、情報の共有を図る。
- イ 利用者に急変が生じた場合に速やかに家族に連絡をし、必要な措置を講ずる。

(11) 緊急時の対応

事故等の緊急事態が発生した場合、家族に速やかに連絡するとともに主治医及び救急医療機関、協力病院に連絡を行い、緊急対応マニュアルに基づき対応する。

(12) 非常災害対策

非常災害に備え、B C Pに基づく定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(13) 健全経営の取り組み

稼働率向上を目指し、関係機関に空床状況を案内すると共に、緊急ショートについても迅速かつ柔軟に対応して可能な限り要望に応えていく。

3 短期入所生活利用者 定員 1 日 10 名

4 利用者の日課 別紙の通り

特別養護老人ホーム・短期入所生活 日課・業務表

時間帯	生活内容	時間	業務内容	職員
2 : 00	居室巡回		居室巡回	
3 : 45～ 4 : 30	青空タイム・居室巡回	3 : 45 5 : 00 5 : 15	青空介助・居室巡回 食事準備（お茶・おしぶり・エプロン） 起床・着替え・髭剃り・整髪 トイレ介助・ポータブル・尿器処理 食堂へ誘導。口腔ケア（洗浄・義歎装着） 飲水介助	
6 : 00	起床・洗面		食事・服薬介助 居室誘導・食堂片付け	7 : 00 当早
7 : 30	朝食		青空介助・見守り	
8 : 20～ 9 : 20	青空タイム	8 : 20 8 : 50 9 : 10 9 : 20 9 : 30	朝礼 申し送り 入浴準備 入浴介助・SS 入退所対応・洗濯物仕分け（月・木） 食堂誘導・飲水準備	8 : 50 当早日
10 : 00～ 10 : 00	水分補給		飲水介助・シーツ包布交換	
10 : 30	グループリハビリ体操（2F）	10 : 30	リハビリ・クラブ送迎	
11 : 00	グループリハビリ体操（3F）		諸サービス	11 : 00 日早遅
11 : 30	グループリハビリ体操（4F）	11 : 30	食前準備（お茶・おしぶり・エプロン）・食堂誘導	
12 : 00	昼食		食事・服薬介助 居室誘導・食堂片付け	
12 : 30～	青空タイム	12 : 30 13 : 20 13 : 30	青空介助・見守り 入浴準備 入浴介助	
14 : 00		14 : 00	リハビリ、クラブ送迎 諸サービス・おやつ準備・食堂誘導	
15 : 00	おやつ・水分補給		おやつ・飲水介助・居室誘導・食堂片付け	
15 : 10～ 16 : 30	青空タイム	15 : 10 16 : 30 17 : 00	青空介助・見守り ポータブル・尿器処理 食前準備（お茶・おしぶり・エプロン）・食堂誘導 飲水介助	15 : 30 日遅 17 : 00 日遅當
18 : 00	夕食		夕方申し送り 食事・服薬介助 居室誘導・食堂片付け	17 : 30
18 : 30～ 19 : 00	青空タイム	18 : 30	青空介助・見守り 着替え・口腔ケア（洗浄・義歎洗浄） ポータブル配置	
20 : 00	与薬		睡眠薬介助・水分補給・就寝準備	19 : 45 当
21 : 00	消灯		居室消灯	
22 : 00	居室巡回		居室巡回	
23 : 00	青空タイム		青空介助	
24 : 00	居室巡回		居室巡回	

3 一般通所介護事業計画

1 運営方針

利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を支援する。

2 事業内容

(1) 通所介護（予防）サービス計画の作成

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画にそって通所（予防）介護計画を作成し、具体的な介護、援助サービスを提供する。

(2) 入浴サービス

利用者の身体への負担を考慮し、体調、身体機能、希望に合わせ、安全かつ事故防止に配慮し一般浴、機械浴を毎日実施していく。

(3) 送迎サービス

利用者の利便性を考慮し、安全速度と運転に十分注意し利用者の身体に負担がないよう、安全かつ効率的に行う。

(4) 食事サービス

栄養バランス、身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適時適温、季節感を楽しめるような食事を提供する。

(5) 生きがい・趣味活動

利用者が季節感を味わい、興味関心を持って、かつ個々の能力に応じた個別、集団プログラムを工夫し提供する。将棋、麻雀、囲碁等の各種ゲームや季節の塗り絵、貼り絵、手工芸等を実施する。また、書道クラブの他、新たなクラブ活動を立ちあげ、残存能力の維持向上に努める。

(6) 健康管理

看護・介護職による健康チェックを毎日実施し、利用者の健康に留意するとともに服薬の確認、月1回の体重測定を行う。

施設内での喫煙を禁止する。

(7) 地域、ボランティアとの連携

地域住民及びその自発的な活動（ボランティア）等との連携、協働し地域との交流に努める。

(8) 緊急時の対策

事故等の緊急事態が発生した場合、家族に速やかに連絡するとともに医師及び救急医療機関、協力病院に連絡を行い、緊急対応マニュアルに基づき対応する。

(9) 非常災害対策

非常災害時はB C Pに基づき対応し、定期的に防災、避難、救出その他、必要な訓練を行う。

(10) 相談及び援助

利用者、家族の相談に適切に対応し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

(11) 関係機関との連携

区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保険・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(12) 重度要介護者受入れの拡大

要支援者：要介護者の割合が現在の1：1.8から1：2.5への拡大させることを目指し、地域の介護需要の応える。

(13) 医療行為対象者の拡大

医療依存のある利用者や単身者を積極的に受け入れ、支援していく体制をつくる。

(13) 健全経営の取り組み

稼働率向上を目指し、利用者増加の活動と工夫を重ねる。

(14) お客様の安全確保、自立支援

福祉用具の充実を図り、お客様の安全確保、身体の負担軽減、助言を行う。

3 事業実施期間（年度利用期間）

平日、土曜日、祝日は事業実施

日曜・年末年始（12月31日から1月3日まで）は休業

4 利用者日課・業務 別紙の通り

5 年間行事・季節行事予定

- ・ 年間行事は特別養護老人ホーム若木ライフと合同で行なう
- ・ 毎月2回、ボランティアによる書道クラブ
- ・ 每月1回、ボランティアによる演奏・舞踊会
- ・ 春・秋にリハビリを兼ねた外出レクリエーション

4 認知症対応型 通所介護事業計画

1 運営方針

- (1) 利用者的心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を支援する。
- (2) 家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、日常生活上の入浴、食事、排泄等の介護及び機能訓練等、その他必要な援助を行なう。
- (3) 地域密着型サービス事業所として地域のニーズに沿ったサービスを地域の関係者と連携してサービスの提供を行う。

2 事業内容

(1) 通所介護（予防）サービス計画の作成

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画にそって通所（予防）介護計画を作成し、具体的な介護、援助サービスを提供する。

(2) 入浴サービス

利用者の身体への負担を考慮し、体調、身体機能、希望に合わせ、安全かつ事故防止に配慮し一般浴、機械浴を毎日実施していく。

(3) 送迎サービス

利用者の利便性を考慮し、安全速度と運転に十分注意し利用者の身体に負担がないよう、安全かつ効率的に行う。

(4) 食事サービス

栄養バランス、身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適時適温、季節感を楽しめるような食事を提供する。

(5) 個別機能訓練

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、その減退を防止するための訓練を集団的、個別的に行う。

特に必要と思われる利用者には、個別訓練計画に基づく重点指導を行う。

(6) 生きがい・趣味活動

利用者が季節感を味わい、興味関心を持って、かつ個々の能力に応じた個別、集団プログラムを工夫し提供する。また、認知症の進行防止のため新たにクラブ活動を立ちあげ、残存能力の維持に努める。

(7) 健康管理

看護・介護職による健康チェックを毎日実施し、利用者の健康に留意するとともに服薬の確認、月1回の体重測定を行う。

施設内での喫煙を禁止する。

(8) 地域、ボランティアとの連携

地域住民及びその自発的な活動（ボランティア）等との連携、協力をを行うなどの地域との交流に努める。

(9) 緊急時の対策

事故等の緊急事態が発生した場合、家族に速やかに連絡するとともに医師及び救急医療機関、協力病院に連絡を行い、緊急対応マニュアルに基づき対応する。

(10) 非常災害対策

非常災害時はB C Pに基づき対応し、定期的に防災、避難、救出その他、必要な訓練を行う。

(11) 相談及び援助

利用者、家族の相談に適切に対応し、必要な助言その他の援助を行う。

(12) 関係機関との連携

区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保険・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(13) 運営推進会議の開催

利用者、利用者のご家族、地域住民の代表者、市町村の職員等に対して、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスにしていくことで、サービスの質の確保を図ることを目的とした運営推進会議を毎年2回、開催する。

(14) 医療行為対象者の拡大

医療依存のある利用者や単身者を受け入れ支援していく体制をつくる。

(15) 健全経営の取り組み

稼働率向上を目指し、利用者増加の活動と工夫を重ねる。

(16) お客様の安全確保、自立支援

福祉用具の充実を図り、お客様の安全確保、身体の負担軽減、助言を行う。

3 事業実施期間（年度利用期間）

平日、土曜日、祝日は事業実施

日曜・年末年始（12月31日から1月3日まで）は休業

4 利用者日課・業務 別紙の通り

5 年間行事・季節行事予定

- 年間行事は特別養護老人ホーム若木ライフと合同で行なう
- 毎月2回、ボランティアによる書道クラブ
- 毎月1回、ボランティアによる演奏・舞踊会
- 春・秋にリハビリを兼ねた外出レクリエーション

通所介護サービス生活日課・業務表

時間帯	生活内容	時間	業務内容	職員
		8:30	始業ブリーフィング	8:30
		8:50	送迎車施設出発	早
			朝礼・利用者数・食数確認	8:50
			デイミーティング	日
9:00	利用者施設着 休憩・水分補給 健康チェック	9:00 9:20	送迎車施設着 デイルームへ誘導 送迎車施設出発	
9:30～ 12:00	入浴サービス	9:30	入浴介助	
10:20	利用者施設着 休憩・水分補給 健康チェック	10:20	送迎車施設着 デイルームへ誘導	
11:00	午前の活動 リハビリ体操 レクリエーション実施	11:00	生活介助・見守り レク指導	
12:00～ 13:00	昼食	11:50 12:00	排泄介助・手洗い誘導 食事介助	
13:00	午後の活動 個別機能訓練 創作活動・手工芸等	13:00	生活介助・見守り	
15:00	おやつ・休憩	15:00	排泄介助・手洗い誘導	
15:30	(認知症通所介護は 活動継続)	15:20	介助・見守り 送迎車施設出発	
16:10	活動終了・帰宅	15:50 16:10 17:00 17:30	送迎車施設着 送迎車施設出発 全送迎車帰着 送迎車両点検・整備 業務日誌・ケース記録・実績表記録 清掃・翌日準備・施設点検 終業ブリーフィング 業務終了	16:30 17:00 17:30

※ ブリーフィング・ミーティングは隨時に行う。

5 指定居宅介護支援事業計画

1 運営の方針

- (1) 事業所の居宅介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って支援を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- (3) 事業の実施にあたっては、市区町村、地域の保険医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 事業内容

- (1) 運営規程に基づき、利用者の依頼を受け「居宅サービス計画」の原案を作成し、提案する。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接をして、ニーズや課題の把握及び分析に努める。
- (3) 要介護認定等に係る申請に対して利用者の意思を踏まえて協力する。
- (4) 「居宅サービス計画」に基づき、指定居宅サービス等が適切に提供されるよう、サービス事業者及び医療機関等との連携を図る。
- (5) 利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設の紹介、その他必要な情報提供を行う。
- (6) 利用者の課題把握を行い、状態変化時は、居宅サービス計画の変更及び見直しを行う。
- (7) 必要に応じ、サービス担当者会議を開催する。
- (8) 介護支援専門員等の資質向上を図るために研修を実施する。
- (9) 板橋区より認定調査の委託を受けて調査を行う。
- (10) 地域包括支援センターの一部委託を受け、介護予防サービス計画作成等の業務を行なう

3 事業実施体制

管 理 者 1名（主任介護支援専門員兼務）

主任介護支援専門員 1名

介護支援専門員 3名

平日、土曜日は事業実施

日曜、祝祭日、年末年始（12月31日から1月3日）は休業

但し、電話対応を 24 時間実施

4 実施内容

(1) 利用人員数(年間)

ア 介護サービス計画作成(介護予防の一部委託を含む)

年 1,440 件(30 件×12 ヶ月×4 名)

イ 介護認定の訪問調査

年 24 件(2 件×12 ヶ月)

(2) 月例事業

ア ケアプラン作成

イ サービス調整会議

ウ 居宅介護支援事業者連絡会等の各連絡会への参加

エ 介護予防サービス計画作成の受託(地域包括支援センターより)

オ 情報伝達会議(週 1 回)

カ 要介護認定調査

(3) 非月例事業

ア 併設施設(特別養護老人ホーム若木ライフ)との情報交換

イ 介護サービス事業所交流会

ウ 関係機関会議、連絡会

(4) 研修事業

ア 東京都、板橋区、東京都社会福祉協議会の研修参加

イ 福祉機器展示会

ウ 自主研修

5 職員の責務

(1) 相談者、利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 本事業の課すべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流などあらゆる機会をとらえ、個別処遇計画の策定(ケースマネジメント)等の技術等に関し自己研鑽に努める。

6 地域包括支援センター事業計画

1 目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい暮らしを続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談及び援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアの連携拠点としての役割を担う。

また、地域包括支援センターは、公正・中立的な運営によって、多様な問題及び不安を抱える高齢者及びその家族が気軽に相談できる「信頼できる確かな相談機関」となり、ひいては該当相談等に的確に対応することを目指す。

2 運営方針

- (1) センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。
- (3) 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

3 運営における基本的な考え方や理念

(1) 公益性の視点

地域包括支援センターは、区の介護・福祉事業を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

また、地域包括支援センターは、その運営費用が区民の負担する介護保険料や国・都・区の拠出する公費によって賄われているという認識のもとに、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスを活用した高齢者支援を行う中核的な機関として、それぞれの地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営を行う。

また、地域包括支援センターは、介護・福祉・医療サービス、ボランティア活動、住民同士の助け合いなど地域の社会資源と連携を図ることで、医療機関・介護施設・居宅サービス事業者、関係団体、サービス利用者及び地域住民などの意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を把握し、日々の活動に反映させる。

(3) 協働性の視点

地域包括支援センターの業務は、センターの保健師・看護師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーなどの専門職が、それぞれの知識及び経験を活かしながら、職員相互の情報共有と理念・方針の共通理解のもとに、連携及び協働し、高齢者の支援にあたる「チームアプローチ」を基本とする。

また、地域包括支援センターは、地域において民生委員との連携を密にするとともに、居宅及び施設で介護・医療サービスを提供する保健・福祉・医療の専門職及びボランティアなどの関係者と連携を図りながら活動する。

4 重点事業・目標

- (1) 積極的に地域に出向くことを通じて、地域で活動する方々と「顔の見える関係」を構築するとともに、構築された関係を通じて、地域の要援護高齢者や安否確認等に関する情報を収集し、課題の早期発見・早期対応に繋げる。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に向け、圏域内及びその周辺の病院、施設、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、地域のインフォーマルサービスなどと連携し、住民が可能な限り地域で在宅生活が送れるようとする。
- (3) 認知症施策推進大綱の基本的考え方に基づき、認知症になつても住み慣れた地域で暮らし続けられるような「まちづくり」と、高齢者などが身近に通うことができる「通いの場づくり」を進めていく。
- (4) 職員一人ひとりの課題や、目標に応じた人材育成によりチームワークの意識を高め、組織力向上に繋げる。

5 個別事業計画

(1) 地域包括支援ネットワーク事業

①地区ネットワーク会議

地域包括ケアシステム構築に向けて地域課題の共有を図るとともに、関係各所との繋がりを深めるため、年度内1回以上開催する。

②町会、自治会、民生委員等との連携

町会、自治会、民生・児童委員協議会又、地区内にある老人クラブに向け、地域包括支援センター事業の周知及び顔の見える関係づくりに努めるとともに、地域課題の共有と課題解決に向けた仕組みづくりを推進する。

③地区別連絡会

権利擁護や相談支援などに係わる課題の共有やその解決のため、年度内1回以上開催する。

④在宅医療・介護連携推進のための医療関係者等の多職種連携に関する取組

病院が主催する研修会などに積極的に職員を派遣するとともに、地域包括支援センター主催の会議に出席を呼び掛け、地域課題の情報共有や、在宅生活における医療との連携強化を図る。

(2) 総合相談支援・権利擁護

①総合相談全般

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の総合相談窓口として介護、医療、福祉などの相談に対応する。

②成年後見制度の活用・支援についての取組

権利擁護を必要とする人に対して、おとしより保健福祉センター、権利擁護いたばしサポートセンターなどの関係機関と連携し、尊厳をもつてその人らしく安心して生活が送れるように成年後見制度の活用、支援に繋げる。また、老人クラブやサロンに参加し、地域で行われている講演会の情報提供や、権利擁護いたばしサポートセンターなど関係機関と協働しながら出前講座を企画、開催し、成年後見制度について普及、啓発活動を行う。

③高齢者虐待の対応についての取組

虐待もしくは虐待が疑われる事態が発生し、通報を受けた時は迅速に事実確認、情報収集を行う。また、おとしより保健福祉センターなど関係機関と連携し、問題解決を図る。

④消費者被害に関する取組

詐欺、消費者被害の防止、早期発見のため消費者センターなどと連携、被害情報を収集し、民生委員や高齢者支援に係わる事業所、老人クラブ、町会など地域の関係者に対して情報提供、注意喚起を行う。また、消費者センターへの相談、クーリング・オフ制度の活用などを通じて問題解決が行えるよう連携し、サポートしていく他、犯罪性の高い場合には警察とも連携し、情報共有を行う。

(3) 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント

①総合事業対象者把握

老人クラブやサロンに出向き、介護予防を目的とした講座や元気力チェックシートを実施し、事業対象者の把握と事業の普及啓発を行う。

②介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

介護予防の取組に力を入れていくとともに、短期集中型サービス、住民主体の通所型サービスの普及啓発を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

①ケアマネ支援

地域の介護支援専門員が抱えている事例や課題などの相談に対し、迅速に対応し、ともに成長ができる相談機関としてサポートする。また、交流会、研修会を通して地域の介護支援専門員との関係性を深める。

②事業者交流会

介護支援専門員の行うケアマネジメントの質を向上させる意義とその手法について介護支援専門員および主任介護支援専門員を対象に開催する。

また、実務経験3年未満の介護支援専門員を対象に事例検討会を実施する。

③小地域ケア会議

個別課題から地域課題を見出し、社会資源の情報共有、ネットワークづくりを図るとともに、関係機関との多職種連携を強化するため、年度内2回以上開催する。

(5) 見守り事業

①ひとりぐらし高齢者見守り対象者の把握

全戸訪問を実施し、対象者の状況把握を行う。

②見守りキーholderの普及・啓発

老人クラブやサロンに出向き、見守りキーholderの普及啓発を行う。

(6) 認知症総合支援事業

①普及啓発

認知症サポーター養成講座を開催するとともに、老人クラブや、サロンで認知症についての講座を設け、声掛けや対応についての普及啓発を行う。

②認知症予防

老人クラブや、サロンに出向き、出前講座を実施する。

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症初期集中支援チーム員会議の定期開催により、医療、介護サービスを受けていない方、中断している方を早期発見し、適切な支援機関に繋ぐことにより認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう支援する。また、認知症家族交流会の継続開催を支援する。

④地域支援体制の強化

上板橋地区認知症声かけ訓練を開催する。

また、認知症の方やその家族が利用できる地域資源の把握や、認知症カフェなどの集う場の運営、開催について職員の派遣や当事者、家族への周知など側面的支援を行う。

⑤認知症施策推進

スーパーや金融機関などへ協力を要請し、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症サポーターの活動場所として「高齢者サロン」の運営を実現するために体制づくりを行う。

(7) その他

①認定調査

②実習生受入れ（看護学生、社会福祉士育成教育機関の実習受入れ）

6 利用人員数（年間）

(1) 認定調査

年36件（3件×12ヶ月）

(2) 介護予防サービス計画作成費、介護予防ケアマネジメント費
(一部委託を除く)

年3,600件（300件×12ヶ月）